



令和2年5月29日

奈良県田原本町

**コロナ禍で外出自粛をされている人の日常生活を支援するため、
タワラモトンタクシー利用券の利用範囲を拡大します**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民の皆さまには外出を自粛いただいている状況が続いている中、お買い物など日常生活にご不便を感じ、お困りの人が多数いらっしゃると思われまます。

そこで、時限的・特例的な対応として、現在町が実施している「タワラモトンタクシー利用料金助成事業」のタクシー利用券について、町内タクシー事業者の実施する救援事業にも使えるよう、利用範囲を拡大します。

利用対象者の人がスーパーなど店舗に発注・依頼をされた日常生活用品の受取代行など、新型コロナウイルス感染症予防のため外出を控えておられる皆さまに代わり、タクシー事業者が救援事業としてそれらの受取業務などを代理で行った場合、利用者がタクシー事業者に支払う救援事業サービス利用料にも、タワラモトンタクシー利用券をお使いいただけるようになります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請受付も実施しておりますので、タワラモトンタクシー利用券をまだお持ちでない申請対象者の皆さまにおかれましても、ご来庁されることなく利用券の交付を受けていただけます。

【本件に関するお問合せ先】
企画財政課（TEL 34-2083）

救援事業にも！ タワラモトタクシー利用券が使えます

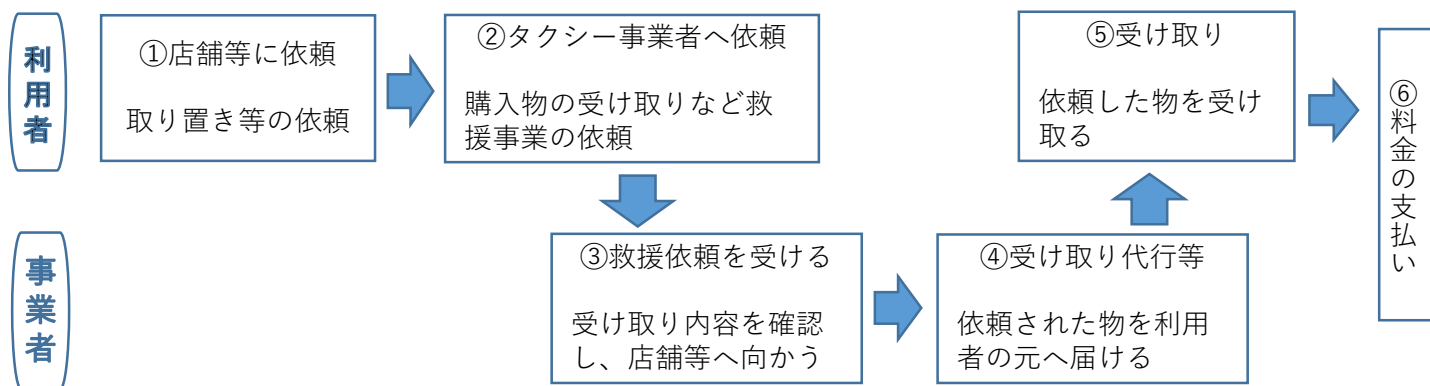
タクシー事業者が実施する救援事業（買い物などの支援）でも、タワラモトタクシーの利用券を使うことで、初乗り運賃相当金額分（小型670円、中型690円）の割引を受けられます

救援事業とは

利用者が購入した物の受け取り等を、タクシー事業者が代行するサービス

※事業の内容、料金など、詳細は各タクシー事業者にお問い合わせください

利用方法



- ▶ 料金支払い時に利用登録証と利用券を乗務員に渡してください
- ▶ 依頼内容によっては、③～⑥の順番が異なる場合があります

※利用予定の店舗等が救援事業に対応しているかは、予めご自身でご確認ください

利用できる日時など

- ▶ 町内での利用に限ります（利用は本人に限ります）
- ▶ 利用券の利用は1回につき1枚

月～土曜日 午前8時～午後6時（日曜日・祝日・12/29～1/3除く）

※妊婦の方は、日時に関する制限はありません

利用できるタクシー事業者

※令和2年5月1日時点

タクシー会社(50音順)	電話番号
田原本タクシー	0120-32-6782
西村タクシー	0744-32-2143
富士タクシー	0120-32-6782

お問い合わせ：田原本町企画財政課 TEL:0744-34-2083